

目 次

第1章 現代社会における社会福祉の意義と歴史的変遷.....	4
《第1節 社会福祉の理念と概念》.....	4
《第2節 社会福祉の歴史的変遷》.....	6
《第3節 子どもの人権・権利と社会福祉》.....	10
第2章 社会福祉の制度と実施体系.....	11
《第1節 社会福祉の制度と法体系》.....	11
《第2節 社会福祉行財政と実施機関》.....	14
《第3節 社会福祉施設》.....	19
《第4節 社会福祉の専門職》.....	21
《第5節 社会保障及び関連制度の概要》.....	25
第3章 社会福祉における相談援助.....	31
《第1節 社会福祉援助技術(相談援助技術)の基本的枠組み》.....	31
《第2節 相談援助の方法と技術》.....	32
《第3節 相談援助の発展経緯》.....	34
第4章 社会福祉における利用者の保護にかかわる仕組み.....	37
《第1節 第三者評価等》.....	37
《第2節 苦情解決》.....	38
《第3節 権利擁護》.....	39
《第4節 情報提供》.....	40

第5章 社会福祉の動向と課題.....	42
《第1節 少子高齢化社会への対応》.....	42
《第2節 在宅福祉・地域福祉の推進》.....	44
《第3節 ボランティア活動の推進等》.....	45

※ 各四角の枠内の同じ記号(A、B、C・・・)の()には、同じ語句が入ります。

※ 「条文集p00」という表記は、その条文が「条文集(超ダイジェスト版)」の何ページに掲載されているかを示しています。

* 弊社の許可なく、個人的なご利用以外の目的でこのPDF教材を印刷・複製することを禁止します。
また、ご自身でこのPDF教材を紙媒体に印刷し、弊社の許可なく頒布し、またはフリマアプリ・ネットオークション等に出品することは、弊社の知的財産権を著しく侵害する行為であり、これを固く禁止します。

第1章 現代社会における社会福祉の意義と歴史の変遷

《第1節 社会福祉の理念と概念》

1	<p>日本国憲法 第13条（幸福追求権等）</p> <p>すべて国民は、（ A ）として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、（ B ）に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p>	□ □ □
2	<p>日本国憲法 第14条（平等原則）【抜粋】</p> <p>① すべて国民は、（ A ）の下に平等であって、人種、（ B ）、（ C ）、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。</p>	□ □ □
3	<p>日本国憲法 第25条（生存権等）</p> <p>① すべて国民は、（ A ）で（ B ）な（ C ）を営む権利を有する。</p> <p>② 国は、すべての生活部面について、（ D ）、（ E ）及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。</p>	□ □ □
4	<p>最低生活保障についての主な考え方として、（ A ）とシビルミニマムがある。</p> <p>（ A ）は、国家の政策的判断によって保障される国民の最低限度の生活を意味し、シビルミニマムは、一人の市民としての生活という視点から捉えられる最低限度の生活を意味する。</p> <p>現代の社会福祉の制度・政策は、（ A ）の保障を基本に置いて実施されている。</p>	□ □ □
5	<p>（ A ）法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その（ B ）を助長することを目的とする（（ A ）法1条：条文集 p 31）。</p>	□ □ □
6	<p>福祉サービスは、（ A ）の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ（ B ）を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない（社会福祉法3条：条文集 p 8）。</p>	□ □ □

25	(A) 年に、「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」が策定された。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
26	(A) 年に、介護保険法が制定された(2000(平成12)年施行)。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
27	(A) 年に、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」((B) プラン) が策定された。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
28	1999(平成11)年に、「今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向」((A)) が策定された。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
29	(A) 年に、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が制定され、社会福祉事業法が社会福祉法に改題された。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
30	(A) 年に、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定された。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
31	(A) 年に、「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」((B) プラン) が策定された。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
32	(A) 年に、障害者自立支援法(現「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法))が制定された。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
33	(A) 年に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)が制定された。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
34	2005(平成17)年に、わが国の高齢化率が(A) %を超えた。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
35	2010(平成22)年に、「(A) ～子どもの笑顔があふれる社会のために～」が策定された。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
36	(A) 年に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が制定された。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
37	2012(平成24)年に、(A) 法の制定等により、子ども・子育て支援新制度が取りまとめられた(2015(平成27)年4月1日施行)。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
38	2012(平成24)年に、「(A) 施策推進5か年計画」(オレンジプラン)が策定された。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

8	雇用保険の保険料については、失業等給付（求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付および雇用継続給付）に係る保険料は、（ A ）と（ B ）で折半し、雇用保険事業に係る保険料は、全額、（ B ）が負担する。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
9	雇用保険の失業等給付には、求職者給付、（ A ）給付、（ B ）給付、雇用継続給付がある。（ A ・ B 順不同）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
10	傷病手当は、雇用保険の失業等給付のうちの求職者給付の一つである（ A ）給付として支給される。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
11	育児休業給付金や介護休業給付金は、雇用保険の失業等給付のうちの（ A ）給付として支給される。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
12	雇用保険制度の財源については、失業等給付は、（ A ）および（求職者給付・雇用継続給付については）（ B ）によって賄われ、雇用保険事業は、全額、（ C ）が負担する（ A ）によって賄われる。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
13	労働者災害補償保険（労災保険）の保険料は、全額、（ A ）が負担する。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
14	労働者災害補償保険（労災保険）では、事業主の災害防止努力を促進するために、個々の事業の災害率の高低に応じ、労災保険率等を一定の範囲内で引き上げまたは引き下げる（ A ）制が導入されている。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
15	医療保険は、構成者の属性から、①（ A ）保険（企業別・産業別に、その従業員・扶養家族と雇用している事業者で構成される保険制度）と、②（ B ）保険（雇用関係のない自営業者や農業従事者等の地域住民で構成される保険制度）に大別される。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
16	医療保険において、職域保険としては、（ A ）制度（組合管掌健康保険、（ B ）管掌健康保険）が代表的なものであり、地域保険としては、市町村および都道府県が保険者となり保険を管理運営する（ C ）制度が代表的なものである。 なお、医療保険においては、職域保険か地域保険のいずれか一方にしか加入できない。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

第5章 社会福祉の動向と課題

《第1節 少子高齢化社会への対応》

1	<p>少子化社会対策基本法 第2条(施策の基本理念)【抜粋】</p> <p>① 少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての(A)を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、(B)の多様化等に十分留意しつつ、(C)の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる(D)を整備することを旨として講ぜられなければならない。</p>	□□□
2	<p>厚生労働省の「人口動態統計」によると、合計特殊出生率(その年次の(A)歳から(B)歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数)は、第一次ベビーブーム期(1947(昭和22)年～1949(昭和24)年)には4を超えていたが、2016(平成28)年は1.44、2017(平成29)年は(C)で、人口維持に必要な数値(人口置換水準：おおむね2.1)にはほど遠い数値で推移している。</p>	□□□
3	<p>日本は、欧州諸国に比べて、(A)、現物給付を通じた家族政策全体の財政的な規模が(B)ことが指摘されている。家族関係社会支出の対GDP(国内総生産)比をみると、日本は、1.31%(2015(平成27)年度)となっており、フランスやスウェーデンなどの欧州諸国と比べて(C)水準となっている(平成30年版「少子化社会対策白書」(内閣府)より)。</p>	□□□
4	<p>2015(平成27)年3月29日に、「(A)法」に基づく新しい施策の大綱として、「少子化社会対策大綱 ～ 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして ～ 」が閣議決定された。</p> <p>同大綱では、「基本的な考え方 ～ 少子化対策は(B)に ～ 」として、①結婚や子育てしやすい環境となるよう、(C)を見直し、これまで以上に少子化対策の充実を図る、②個人が結婚や子供についての(D)を実現できる社会をつくることを基本的な目標とする、③結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた(E)取組と地域・企業など(C)の取組を両輪として、きめ細かく対応することなどがあげられている。</p>	□□□